

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部資産経営課
件名	嘱託登記書類作成業務(単価契約)
履行場所	さいたま市内全域
契約締結日	令和5年4月27日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,410,000円 地積測量図作成10,701円/通 分筆27,086円/件 外44種類
随意契約によること とした理由	<p>公有財産である土地の適正管理や売払いを行うにあたり、測量、分筆、地積更正登記といった専門的な業務を委託するものであり、その契約相手方には、これら一連の業務を自らの確に遂行する能力が求められる。そのため、土地家屋調査士等がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、登記といった業務の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、本市内において一連の業務を自ら遂行することが可能な唯一の法人である公益社団法人埼玉公共嘱託土地家屋調査士協会を相手方とし、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部市民税課
件名	さいたま市税システム改修業務(軽自動車税車種追加対応)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4号 外
契約締結日	令和5年4月17日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	5,350,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市税システムの改修対応等を行うものであり、当該システムの著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>